

第4回 栃木市・大平町・藤岡町・都賀町  
合併協議会

会議録

平成21年12月25日（金）午後2時

栃木市保健福祉センター

## 会 議 録

会議の名称	第4回栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会		
開催日時	平成21年12月25日(金) 14時00分開会・14時40分閉会		
開催場所	栃木市保健福祉センター		
議長氏名	日向野義幸		
出席者及び 欠席者氏名	別紙1のとおり		
事務局氏名	別紙1のとおり		
会議事項	1 議 題	2 会議結果	
	別紙2「会議事項」のとおり	協議事項 なし	
会議の経過 (議事の要旨)	別紙3のとおり		
会議資料	第4回栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会 会議資料		
その他の事項			
会 議 録 の 確 定			
確 定 年 月 日		記 名 押 印	
平成22年 1月22日		委員 <u>          佐 藤 雅 一          </u> ㊟  委員 <u>          高 岩 義 祐          </u> ㊟	

別紙1 出席者及び事務局

出席者（委員）

会 長	日向野 義幸	副会長	鈴木 俊美
副会長	永 島 源 作	副会長	青木 富士夫
委 員	石 橋 勝 夫	委 員	堤 正 美
委 員	桜 井 均	委 員	小 栗 光 男
委 員	吉 田 稔	委 員	須 田 安 ・
委 員	大 森 良 春	委 員	高 岩 義 祐
委 員	大 出 三 夫	委 員	柴 田 保 男
委 員	瀬 下 一 男	委 員	田 中 博
委 員	安 生 孝 章	委 員	成 田 二 郎
委 員	中 島 俊 雄	委 員	岩 下 邦 夫
委 員	臼 井 浪 之 助	委 員	鶴 見 昌 展
委 員	菅 沼 初 代	委 員	大 島 公 一
委 員	大 和 田 英 雄	委 員	佐 山 幸 子
委 員	松 本 政 則	委 員	竹 澤 義 雄
委 員	田 中 久 巳	委 員	進 上 芳 雄
委 員	筑 比 地 幸 子	委 員	佐 藤 雅 一
委 員	大 橋 重	委 員	日 向 野 孝 夫
委 員	金 山 ヒ デ 子	委 員	中 村 祐 司
委 員	伊 藤 勤		

欠席者（委員）

委 員	島 田 稔	委 員	船 田 眞 里 子
-----	-------	-----	-----------

出席者（幹事）

- 幹事 片柳 実（栃木市企画部長）
- 幹事 尾上 光男（栃木市総務部長）
- 幹事 河田 文男（大平町総務課長）
- 幹事 和久井 弘之（大平町企画財政課長）
- 幹事 川島 正（藤岡町総務企画課長）
- 幹事 田沼 正（藤岡町財政管理課長）
- 幹事 黒川 晃（都賀町会計管理者兼出納室長）
- 幹事 川津 正夫（都賀町政策財務課長）

出席者（事務局）

- 大橋 定男（事務局長）
- 小保方 昭洋（事務局次長）
- 稲葉 隆造（事務局次長）
- 江面 健太郎（総務班長）
- 鈴木 健司（計画班長）
- 田中 典行（調整第1班長）
- 小島 靖夫（調整第2班長）
- 下司 克之（総務班）
- 小野 晶久（総務班）
- 小林 康訓（計画班）
- 渡辺 浩昭（調整第1班）
- 須藤 亮介（調整第2班）
- 石川 徳和（調整班）
- 川嶋 衛（調整班）

## 別紙2 会議事項

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 会議録署名委員の指名

### 4 議 事

#### (1) 報告事項

報告第 8号 合併手続きの経過について

報告第 9号 合併協定項目の具体的な調整結果について

報告第10号 合併協定項目以外の主な調整結果について

報告第11号 新市の組織機構について

### 5 次回合併協議会の開催日時について

日 時 平成22年1月22日(金) 午後2時～

場 所 栃木市保健福祉センター

### 6 その他

### 7 閉 会

別紙 3

(会議の経過)

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
◎大橋事務局 長	<p>皆様恐れ入りますが、会議に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。</p> <p>本日の資料につきましては、先日本配りいたしました、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「第4回協議会次第」と「席順等」とじたもの</li> <li>・「第4回会議資料」</li> <li>・「新市の組織機構について」</li> </ul> <p>の3点でございますので、よろしくお願ひします。</p> <p>また、本日急きよ、「報告第12号 地域自治区について」の資料につきましては、字句等に訂正等がございますので、削除をさせていただきます。報告第12号につきましては、今日の議題から削除となりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>1. 開会</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから第4回栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会を開会いたします。</p> <p>私は、本日の司会進行を務めさせていただきます合併協議会事務局の大橋でございます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>2. 会長あいさつ</p> <p>それでは次第の2、会長あいさつに入らせて頂きます。会長であります日向野栃木市長からごあいさつを申し上げます。</p>
◎日向野市長	<p>皆さん、こんにちは。本日は年の瀬も迫りまして、大変お忙しい中、委員の皆様方にはご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。合併協議会を開催するに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。</p> <p>さて皆様方には、既にご案内のこととは存じますが、先日行われました西方町の住民投票の結果、多くの町民の皆様が栃木地区との合併を選択頂きました。これも一重に、委員の皆様方に熱心にご協議を賜りました栃木地区の合併の調整方針を、西方町民の皆様にご支持頂いた結果であり、あらためて委員の皆様方のご尽力に対しまして感謝を申し</p>

	<p>上げます。</p> <p>西方町との合併協議に関しましては、紆余曲折がございましたが、新市になってからの合併協議に道筋が見えたのではないかと考えております。</p> <p>私ども1市3町といたしましては、後から合併する西方町が安心して合併してこられますよう、まずはしっかりと新市の準備を進めていくことが肝要だと考えております。</p> <p>新市発足まで100日を切っておりますが、委員の皆様方には、今後も引続きましてご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。本日も最後までよろしく願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>恐れ入りますが、議事に入る前に、新委員の紹介をさせていただきます。お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立をお願いいたします。</p> <p>栃木縣市町村合併推進構想の変更手続きが完了いたしましたことから、正式に4号委員としてご出席を頂きます、栃木県総合政策部次長「伊藤 勤」様でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>3. 会議録署名委員の指名</p> <p>続きまして、会議に入らせて頂きます。</p> <p>会議の議長につきましては、合併協議会規約第10条第2項の規定により、会長が当たることとされておりますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>◎大橋事務局 長</p>	<p>それではしばらくの間、会議を進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>まず初めに、委員の定足数について確認をさせていただきます。ただいまの出席状況を事務局から報告願います。</p>
<p>◎大橋事務局 長</p>	<p>ご報告させていただきます。本日の会議につきましては、委員総数39名のうち37名の委員さんにご出席を頂いております。なお、島田委員さん、船田委員さんにつきましては、本日所用により欠席との連絡を頂いております。以上でございます。</p>

◎日向野議長

ただいまの報告のとおり、規約に定める定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

次に、次第の3、会議録署名委員の方を指名させていただきます。本日の会議録署名委員は、大平町の高岩委員さんと都賀町の佐藤委員さんをお願いいたします。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

それではここで、会議次第に沿って議事の確認をさせていただきます。

本日の協議会の議事は、お手元の次第のとおり報告事項が5件でありますので、議事の進行につきましては、ご協力をお願いいたします。

それでは、(1)報告事項に入ります。

「報告第8号 合併手続きの経過について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

◎小保方事務局次長

合併協議会事務局の小保方です。「報告第8号 合併手続きの経過について」をご説明いたしますので、第4回会議資料の1ページをお開き頂きたいと思っております。

「報告第8号 合併手続きの経過について」、別紙のとおり報告するというものでございます。

資料の2ページをご覧頂きたいと思っております。10月15日の県知事申請後の動きについて、ご報告させていただきます。

まず11月17日には、県が本地区の合併について総務省との事前協議を行った結果、異議なしとの回答を頂きました。

次に11月24日には、栃木県市町村合併推進構想の見直しが行われまして、本地区の優先的な合併枠組みとして、1市4町から1市3町に変更されました。

次に12月14日には、県議会において廃置分合の議決が行われまして、賛成多数で可決されました。

翌15日には、栃木県知事決定が行われまして、総務省に届出が行われました。

このことによりまして、県までの手続きがすべて完了いたしましたので、あとは総務大臣の告示を待つだけとなっております。これまでの例から想定いたしますと、1月中には告示となる見込みです。

以上で、最近の動きのご報告とさせていただきます。よろしくお願ひします。

◎日向野議長

ただいまのご説明に対しまして、何かご発言等がございましたら、お願いいたします。

報告事項ですから、よろしいですね。

ありがとうございます。

先ほど私の方から、報告事項が5件と申し上げましたが、1件取り下げがございますので、計4件でございますので、ご訂正をお願いします。

続きまして、「報告第9号 合併協定項目の具体的な調整結果について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

◎田中調整第1班長

調整班の田中でございます。よろしくお願いいたします。第4回会議資料の3ページをご覧ください。

「報告第9号 合併協定項目の具体的な調整結果について」、別紙のとおり報告するというものでございます。

合併協定項目の具体的な調整結果につきましては、協議会での調整方針が「合併時に再編する」などとしていたものについて、その具体的な調整結果をご報告するものでございます。

調整結果につきましては、関係する分科会、専門部会におきまして、1市3町の状況等を勘案しながら検討した結果でございます。説明では、協議会で確認済であります調整の方針については、省略をさせていただきます。

では資料の4ページ、「合併協定項目15 使用料、手数料等の取扱い」でございます。法定外公共物使用料につきましては、栃木市の使用料を基に、新市の使用料を別紙のとおり設定するというものでございます。資料6ページから別紙というかたちで載せております。この中で、1の法定外公共物を使用する場合と、2の産出物を採取する場合とに分けて設定しております。なお、詳細な金額等につきましては資料に記載のとおりでございますので、後ほどご確認を頂ければと思います。

続きまして9ページ、「合併協定項目17 補助金、交付金等の取扱い」でございます。この中で、主な補助金につきましてご説明させていただきます。まず住民等に関する補助でございます。資料の10ページ〔No. 8 人間ドック等検診費補助金〕、次の〔No. 9 家庭用生ごみ処理機設置費補助金〕、21ページ〔No. 50 チャイルドシー

ト購入費補助]がございませう。これらにつきましては、要した費用の2分の1をそれぞれ限度額まで補助するものでございませう。

次に、10ページにお戻り頂きまして、[No. 10 住宅用太陽光発電システム設置費補助金]につきましては、大平町の例により1Kw当たり3万円、12万円を限度に補助するものでございませう。

次に、自治会・消防団等に関係する補助でございませう。9ページをご覧ください。[No. 1][No. 2][No. 3]に消防団に関係する補助金がございませう。これらにつきましては、消防団互助会補助金として一本化してございませう。金額等は資料のとおりでございませう。

次に、18ページをご覧ください。[No. 36 自治会公民館建築費補助金]でございませう。新築・改築に要した費用が200万円以上の場合にその30%、300万円を限度に補助するものでございませう。

補助金につきましてはこれら以外にも、幼稚園に関わる子育て事業や保育料の補助、中小企業等への融資保証料や利子補給金に対する補助、土地改良事業等に対する事業補助、各種団体に対する補助などがございませう。いずれの補助金につきましても、今までの実績や実情などを精査し、見直しが図られてございませう。

続きまして22ページをお開きください。「合併協定項目22 消防団の取扱い」でございませう。消防団につきましては、次のページに組織図がございませう。旧市町の消防団の組織、人員等はそのまゝに、栃木市消防団としまして、方面隊方式とするものでございませう。また、次のページをご覧ください。報酬につきましては、一覧表に団長から団員までの職名ごとに、定員と報酬年額を記載してございませう。報酬額では団長が年額25万円、団員が年額6万7千円などとなっております。次に費用弁償につきましては、出動手当と点検・訓練等手当とし、1回につき2千円となっております。次に行事につきましては、通常点検は栃木市消防団として全体で実施し、夏季点検、操法大会等の実施方法については、合併後に検討するものでございませう。

続きまして、25ページでございませう。「合併協定項目25-9 保健衛生事業」でございませう。予防接種につきましては、接種期間・委託料・自己負担額・扶助費について、

統一するものでございます。次のページ、26ページをご覧頂きたいと思っております。一覧表がございしますが、ポリオからインフルエンザまでが予防接種法に基づく予防接種でございます。小児インフルエンザにつきましては、法に基づかない任意の予防接種でございますが、新たに実施をいたします。自己負担額は、予防接種は基本的に無料でございますが、インフルエンザと小児インフルエンザにつきましては、自己負担を設けております。また、市外の医療機関で接種を受けた場合には一旦、実費を支払って頂きますが、扶助費の支給がございします。

次のページでございします。各種検（健）診につきましては、「対象者は、年度年齢に統一する。自己負担額は、診療報酬・1市3町・近隣市町の金額を参考に平成21年度の委託料を基に25%で調整する。ただし25%を下回っている市町がある場合には、激変緩和措置として低額市町の自己負担額とし3年後に見直す。」というものでございします。次のページ、一覧表がございします。この中で検診項目、対象年齢、実施方法等につきましては、記載のとおりでございます。自己負担につきましては、先ほど申しましたとおり、1市3町のうちで一番低い額となっております。また栃木市の例によりまして、後期高齢者医療対象者、住民税非課税世帯及び生活保護世帯につきましては、自己負担は免除となっております。

続きまして、次のページでございします。「合併協定項目25-10 障害者福祉事業」でございします。まず、障害者自立支援法に関係する事業でございします。自立支援給付に関することでは、「利用者負担額助成について、栃木市における低所得者に対する助成、大平町における児童デイサービスに係る助成を適用する。」ものでございします。

次に、身体障害者（児）補装具の交付及び修理に関することでは、自己負担額はございしません。

次に、コミュニケーション支援事業に関することでは、「委託方式と直営方式の両方を継続して実施をする。利用者負担は求めない。」というものでございします。

次のページでございします。重度身体障害児・者日常生活用具給付に関することでは対象者について、難病患者、小児慢性特定疾患児を新たな給付対象者といたします。費用負担では、原則1割負担としますが、生活保護受給者、市

民税非課税者については免除します。ストマ用装具、集尿器の給付では、所得に関係なく負担は求めないというものでございます。

次に、日中一時支援事業と、次のページの移動支援事業に関することとありますが、基準単価につきましては利用者の負担を少なくするため、栃木市の例により設定いたします。利用者負担では軽減を図るため、3町の例により上限月額を設定し、住民税非課税の場合は負担を求めないというものでございます。

次のページ、32ページでございます。成年後見制度利用支援事業に関することでは、「市長による審判申立てを行うほか、審判申立てに要する費用や、成年後見人等の報酬を助成する。」というものでございます。

続きまして、市町が独自に行う障害者福祉事業でございます。特定疾患介護手当に関することでは、「特定疾患者1人につき、月額3,000円を支給する。所得制限は設けない。」というものでございます。

次のページの福祉タクシー料金助成事業に関することでは、障害者及び高齢者が通院時にタクシーを利用する場合に、1枚につき額面500円の利用券を、人工透析者は年間100枚、その他の方は1月当たり4枚を交付する。所得制限は設けないというものでございます。

次に34ページでございます。重度心身障がい児扶養手当の支給に関することでは、障がい児を養育する保護者に対し、月額3,000円を支給するというものでございます。

続きまして、「合併協定項目25-11 高齢者福祉事業」でございます。敬老祝金の対象者及び支給金額は、資料のとおり既に協議会においてご確認を頂いておりますが、事業実施に当たっての対象年齢などを調整したものでございます。「年齢については①年度年齢とする。②基準日は9月1日とする。次のページに概要図も載せてございますが、初年度のみ経過措置として、前年度までの暦年等の変更により支給対象から漏れてしまう方について、前年度の額を支給する。」というものでございます。

続きまして37ページ、「合併協定項目25-28 社会教育事業」でございます。ここで資料の訂正がございます。成人式の具体的な調整結果の欄、上から3行目、記念品に

	<p>ついて新成人一人当たり1,000円と記載がございますが、800円に訂正をお願いいたします。</p> <p>説明に戻ります。成人式につきましては、「合併後も各旧市町の独自性を尊重するため、当面旧市町単位で実施する。旧市町ごとに新成人による実行委員会をつくる。記念品については、予算を新成人一人当たり800円とし、旧市町の実行委員会の代表者により調整会議を行う。」というものでございます。</p> <p>次に、中央公民館等の貸し出し事務及び公民館を取りまとめる総括機能につきましては、「利用申し込みを2か月先の月末まで可能とする。いずれの公民館でも使用を希望する公民館の予約・申請・許可を可能とする。総括公民館については、位置・施設・駐車場等を考慮し栃木公民館が行う。」というものでございます。</p> <p>以上で、報告第9号の説明を終わります。よろしく願いします。</p>
◎日向野議長	<p>ただいまのご説明に対しまして、何かご発言等がございましたら、お願いいたします。</p>
◎柴田委員	<p>内容の問題ではなくて、福祉事業に関係してくる「障害者」の語句は統一しておいた方がいいのだらうと思います。</p>
◎日向野議長	<p>ご意見ということでよろしいでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。今後、文言の調整をさせていただきます。</p> <p>他にございましたらお願いいたします。</p> <p>特にないようでありますので、ただいまご報告いたしました内容で、新市発足の準備を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、「報告第10号 合併協定項目以外の主な調整結果について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。</p>
◎小島調整第2班長	<p>調整第2班の小島でございます。よろしく願いします。資料の38ページをお開きください。</p> <p>「報告第10号 合併協定項目以外の主な調整結果について」でございます。</p>

合併協定項目以外、いわゆるBCランクの事務事業は、そのほとんどが事務手続きに関するものですが、具体的な調整結果につきましては、調整方針が「合併時に再編する」などとしたものの中から、住民生活に影響が大きいものを抜粋いたしました。この中から主なものにつきましてご説明いたします。

資料の39ページをご覧ください。まず、総務分科会[事務事業番号93 執務時間に関すること]。執務時間につきましては、市の休日以外の日午前8時30分から午後5時15分までといたしました。

次に、住民分科会[事務事業番号6 市民無料法律相談に関すること]、[事務事業番号8 総合相談に関すること]。こちらの2つの事業をまとめますと、無料法律相談が本庁と総合支所で合わせて月3回。総合相談が、本庁で毎月2回、さらに大平総合支所で、隣保館の生活困りごと相談を実施しますので、新市民にとって各種相談事を依頼する機会が充実いたします。続きまして、40ページをお開きください。[事務事業番号46 印鑑登録に関すること]。印鑑登録証につきましては、新市発足後に印鑑証明書を発行する際、旧登録証を新市の登録証と交換いたします。

次に、環境分科会[事務事業番号18 資源再利用化事業（集団回収）に関すること]。集団回収に関する報償金要綱を制定しまして、回収資源の単価、1回当たりの回収量の基準、1年間の報償限度額等を統一いたしました。

次に、高齢福祉分科会[事務事業番号11 配食サービス事業に関すること]、[事務事業番号15 紙おむつ交付事業に関すること]、[事務事業番号36 在宅ねたきり老人等介護手当支給事業に関すること]。これら3件につきましては、サービスの対象者や支給額等を統一いたしました。

次に、41ページになります。児童福祉分科会[事務事業番号40 地域子育て支援センター事業に関すること]、[事務事業番号55 児童館に関すること]。こちらの2件につきましては、業務内容及び開館休館日等につきまして調整いたしました。児童館につきましては、全館日曜日も開館いたします。

41ページの1番下、学校教育分科会[事務事業番号154 臨海自然教室に関すること]では、自然体験活動を実施するに当たり、バス借上げ料とリネン料を公費で支出する

ことといたしました。

続きまして42ページをお開きください。ここからはCランクの調整結果になります。42ページの中ほどにありますが、消防交通分科会[事務事業番号100 交通安全要望に関すること]。現在も地域ごとに、交通安全に関する様々な要望等が寄せられていることと思いますが、それらを本庁で取りまとめまして、管轄の警察署に要望するものでございます。

次にその下の、管財分科会[事務事業番号37 電話交換及び電話施設に関すること]。電話は現行の電話番号、各課直通電話を使用いたしますが、例えば本庁に外線電話が入りまして、その内容が総合支所で取り扱うべき場合、お客様に迷惑をかけないように、つまりお客様が総合支所に電話をかけ直さずに済むよう、本庁舎・総合支所間の内線化を図るものでございます。

次に、42ページの1番下でございますが、住民分科会[事務事業番号16 戸籍届出・受付・記載事務に関すること(受付帳作成・戸籍記載)]、43ページ[事務事業番号43 住民基本台帳登録・異動処理事務に関すること]、[事務事業番号45 住民票、戸籍謄・抄本、その他の証明交付事務に関すること]。これら3つの事務事業につきましては、一部例外もございますが、本庁、総合支所及び支所・出張所で行うとしております。次に、[事務事業番号63 火葬場使用許可に関すること]。火葬許可証の発行につきましては、本庁及び総合支所で行います。

43ページの1番下、高齢福祉分科会から47ページの1段目、保健分科会の事務事業までは、福祉関係の事務事業でございます。44ページにお戻り頂きまして、高齢福祉分科会[事務事業番号16 高齢者日常生活用具給付等事業に関すること]。この事業は心身の機能低下に伴い、防火などに配慮及び支援が必要なひとり暮らしの高齢者等に、電磁調理器などの購入助成を行う、あるいは在宅の要介護認定外の高齢者が生活用具などを揃えるための補助金を交付する事業ですが、受給対象や対象品目、補助額などを統一いたしました。その他の福祉関係事業につきましても、現在の1市3町の状況を勘案し、交付要件、サービスの対象者及び内容など、細部にわたり調整、統一したものでございます。

<p>◎日向野会長</p>	<p>続きまして、47ページになります。農業委員会分科会[事務事業番号65 農業委員会補助員に関すること]。農業委員会補助員とは、農家と農業委員会との連携を図るために配置される方々で、所管部署や報酬の考え方などを統一いたしました。</p> <p>最後に、学校教育分科会[事務事業番号170 児童生徒防犯ブザーに関すること]。登下校時の安全確保に努めるため、新入学の児童に防犯ブザーを配布することといたしました。</p> <p>以上で、合併協定項目以外の主な調整結果、BCランクの報告を終わらせて頂きます。よろしくお願いいたします。</p> <p>ただいまのご説明に対しまして、皆様からご発言等がございましたら、よろしくお願いいたします。</p> <p>ないようでありますので、ただいまの報告のとおり、新市発足の準備を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、「報告第11号 新市の組織機構について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>◎稲葉事務局次長</p>	<p>事務局の稲葉でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>48ページをお願いいたします。</p> <p>「報告第11号 新市の組織機構について」、ご報告をさせていただきます。別冊の資料、新市の組織機構についてをお願いいたします。</p> <p>1ページでございます。組織・機構の調整方針は、第6回協議会でご確認頂きましたが、一番上の黒枠の中、1番から3番のとおりとなります。</p> <p>組織・機構の再編に当たりましては、1市3町の担当者による組織検討ワーキングチームを立ち上げ、調整方針を踏まえつつ検討を重ね、正副会長及び幹事の皆様にご審議を頂き、新市の組織・機構がまとまりましたので、本日ご報告させていただきます。</p> <p>まず、組織・機構の調整に当たっての基本的な考え方でございますが、現在の行政サービスを低下させることなく、合併のメリットでありますスリム化、効率化を図ることを最優先いたしました。</p> <p>次のページ、2ページからになりますが、A3版横書き</p>

の栃木市組織機構図をお開きください。2ページ、左上の本庁のところになりますが、現行の栃木市の組織をベースに、調整方針どおり栃木市を参考に部制を執り、市民の皆様に混乱を招かないよう、3ページになりますが、現在の「経済部」を「産業振興部」に名称変更する以外は現行のままといたしました。

このため本庁につきましては、企画部から都市建設部までの7部、会計管理者、議会事務局及び教育委員会、他5委員会で、現行の栃木市の体制が引き継がれます。

2ページにお戻り頂きまして、大平町・藤岡町・都賀町の3庁舎につきましては、それぞれ大平総合支所、藤岡総合支所、都賀総合支所として存続させ、現地解決型の地域振興を図るため、各総合支所には部長級の支所次長を配置することといたしました。

なお、総合支所方式を採用するに当たり、人事などのスタッフ部門、議会などの行政委員会、その他一元化、効率化が図られる業務を本庁に集約いたしますが、窓口業務などの行政サービス機能は、引き続き各総合支所に残すことといたしました。

また、支所・出張所をはじめ、都賀町の赤津郵便局への業務委託につきましても、調整方針のとおり存続いたしますので、合併後におきましても、現在と同じ行政サービスが受けられる体制となっております。

なお、本庁の企画部に「地域振興課」「合併調整管理室」を、総務部に「情報推進課」「債権管理指導室」「消防防災課」を、3ページをお願いします。都市建設部に「伝建推進室」を新設いたします。

2ページにお戻り頂きまして、各総合支所においては、地域自治区など地域のまちづくりを推進する「地域振興課」を新設することとし、水道課と下水道課を「上下水道課」一本に整理統合するほか、「市民生活課」や「こども課」など一部、課の名称を変更いたします。

4ページをお願いします。教育委員会につきましては教育長、教育次長のもと、本庁に教育総務課から文化課までの5課を、3町には教育支所を設置し、教育支所長のもと学校教育課と生涯学習課の2課体制といたします。

総体的には現在の1市3町の市長部局の合計でございますが、7部・4会計管理者・65課等となっておりますが、

<p>◎日向野議長</p>	<p>新市では、7部・1会計管理者・60課等となるほか、各市町にございます議会事務局、教育委員会、選挙管理委員会等の行政委員会が一元化され、組織のスリム化を図ることができました。</p> <p>また、5ページから参考資料といたしまして、新市の組織と主な取扱業務を掲載いたしましたので、後ほどご覧頂きたいと思います。</p> <p>以上でご説明を終わりますが、今回の組織機構は、なにぶん10月7日調印式、15日県知事申請というタイトなスケジュールで調整期間が短い中、スリム化・効率化はもとより、急激な変化による住民の皆様の混乱を避けることを第一義として編成いたしました。</p> <p>新市発足後は、新たな行政課題を見定めながら、市民の皆様の視点に立ち、多種多様な行政課題に総合的・機動的に対応するとともにより一層、住民サービスの向上が図れる理想的な組織を目指してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。</p> <p>ただいまのご説明に対しまして、何かご発言等がございましたらば、お願いをいたします。</p> <p>特にないようでありますので、ただいまご報告いたしました内容で新市の組織はスタートいたしますので、どうぞよろしくお願いをいたします。</p> <p>続きまして、次第の5、次回の開催日時についてでございます。事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>◎大橋事務局長</p>	<p>それでは次回の開催日時につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>本日の会議次第をご覧頂きたいと思います。次第の5、次回合併協議会の開催日時についてをご覧頂きたいと思います。</p> <p>次回、第5回協議会につきましては、来年1月22日金曜日午後2時から栃木市の保健福祉センター、この会場となりますのでよろしくお願いをいたします。</p> <p>なお、次回の会議内容につきましては今後、正副会長会議等により決定してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。</p> <p>また、資料等につきましては、来年1月20日水曜日ま</p>

<p>◎日向野議長</p>	<p>でに配付したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。</p> <p>開催日時等につきましてはよろしいですね。        ありがとうございます。        それでは次第の6、その他に入ります。        委員の皆様方の中で、特に何かご意見、ご質問等がございましたらばお願ひいたします。        特にないようですので、本日の会議は、これをもってすべての議事が終了いたしました。        長い時間、ご協議を賜りまして、誠にありがとうございます。最後に事務局で閉会をお願いします。</p>
<p>◎大橋事務局長</p>	<p>ご協議、大変ありがとうございました。ただいまの時間は14時40分でございます。この時間を会議閉会時刻と定めまして、第4回栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会を閉会いたします。        大変ありがとうございました。</p>